八百津町告示第５号の２

　　　パブリックコメントの回答について

住民の方から寄せられた意見の概要とそれに対する町の考え方及び最終案は下記のとおりです。

　平成２７年　４月　１日

八百津町長　赤塚新吾

（１）　募集案件　　八百津町障がい者福祉計画策定に係る意見の募集について

（２）　募集期間　　平成２７年２月９日～平成２７年３月６日

（３）　意見提出数　　２件

|  |  |
| --- | --- |
| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
| 役場本庁、防災センターにエレベーターが設置されていないのはなぜか。防災センターに設置すれば良いのでは。 | 本庁舎においては、建築基準法等に基づき建設されました。当時エレベーター設置については３階建てのため設置義務もないことから設置されませんでした。現在の庁舎にエレベーター設置を考察すると、建物が古いこと、設置スペースの確保等の問題もあり、困難な状況です。また防災センターは、災害により庁舎が機能しなくなったときの予備拠点、災害対策本部の設置、また緊急時の活動拠点として求められ、機能として庁舎との独立が図られ、エレベーター設置についても建築基準法等に基づき検討し、災害時の「防災センターの役割」を優先し建設しています。  本庁舎においては、１階玄関に総合窓口を設置しております。お声がけいただければ、担当者が応対させていただきますので、遠慮なくお声がけください。 |
| 移動支援として、重度心身障がい者等交通費助成においてタクシー・ガソリン券の支援があり金額に差が有るのはなぜか。均一化すべきではないか。 | 社会福祉協議会事業から町事業へ事務移管がなされ、手帳所持者を対象に助成しております。現在、人工透析治療の受診者と助成金額に差異を設けております。人工透析治療ではほぼ週３回の通院が必要となるためです。  今後の助成制度運用等のご参考とさせていただきます。 |

（４）最終案　　別添